

## 一般社団法人日本めまい平衡医学会の選挙に関する規定

平成 25 年 2 月 1 日制定

平成 25 年 6 月 7 日改定 \*11 条推薦者

### 第 1 章 総則

第 1 条 本規定は、一般社団法人日本めまい平衡医学会（以下当法人）の代議員、理事および監事を選出する選挙に関する事項を定める。

#### （選挙管理委員会）

第 2 条 当法人に選挙管理委員会をおく。

2. 選挙管理委員会は委員長および委員 3 名により構成し、理事、監事以外の会員より選任して理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

3. 選挙管理委員会の任期は、当法人の代議員選挙、理事、監事の選挙が行われる年の 1 月より 1 年間とする。ただし、当法人設立の年においては、その始期を当法人設立の日とする。

4. 選挙管理委員が、代議員、理事、監事に立候補する場合は選挙管理委員を辞任するものとする。

5. 選挙管理委員が辞任した場合の欠員は、第 2 項により補充する。

#### （代議員選挙施行の公告）

第 3 条 選挙管理委員会は、代議員選挙の期日、立候補の締め切り日等を選挙が施行される年の 2 月までに、当法人ホームページおよび当法人機関誌に公告する。

2. 代議員選挙の投票は郵送により行い、選挙管理委員会は前項の代議員選挙の期日を郵送の締め切りの日（当日消印有効）として公告する。

### 第 2 章 代議員選挙

#### （代議員選挙の立候補）

第 4 条 代議員選挙は、理事、監事、代議員、参与、顧問または名誉会員のうちいずれか 1 名の推薦を受けた正会員の立候補制とする。ただし、立候補者は選挙の年の 3 月 31 日において 65 歳未満でなければならない。立候補する者は、別に定める選挙に関する内規（以下内規）に規定する書類を立候補締め切り期日までに選挙管理委員会に提出するものとする。

2. 当法人設立後最初の代議員選挙においては、前項の代議員は日本めまい平衡医学会の評議員と読み替えるものとする。

3. 選挙管理委員会は、立候補者が定款に定める定数に満たない場合は立候補の締め切りを延長することができる。延長の立候補締め切り期日は当法人ホームページ上に公告する。

#### （立候補者の公告）

第 5 条 選挙管理委員会は、内規に定める代議員選挙立候補者に関する情報を、会員宛の文書および当法人ホームページに公告する。

#### （投票による代議員選挙）

第 6 条 代議員立候補者数が、定款の定数を超える場合は、正会員による 80 名無記名連記の投票を郵送により施行し、得票数の順位により代議員選挙の当選人を決定する。投票の方法は内規に定める。

2. 選挙の最下位の得票数が同数で、代議員定数を上回る場合は最下位の候補者について抽選にて決定する。
3. 第2項の抽選は、電子メールにより施行することができる。

(代議員選挙投票の有効性)

第7条 投票の有効性については内規に定める。

(信任投票)

第8条 代議員立候補者数が、定款の定数以内の場合は信任投票を行う。

2. 信任投票は全候補者の信任不信任を内規に定める方法で記入するものとし、郵送により施行する。
3. 信任投票により投票総数の半数を超える不信任票の候補者は、代議員選挙の当選人となることはできない。

(代議員選挙結果の公告)

第9条 代議員選挙結果は当法人ホームページおよび当法人機関誌に公告するとともに立候補者に通知する。

(代議員選挙結果に対する異議申し立て)

第10条 当法人の正会員は、選挙管理委員会に代議員選挙結果に異議を申し立てることができる。

2. 異議申し立ては、電子媒体による選挙結果広報後14日以内に行うものとし、異議に対する対応は選挙管理委員会の提言により理事会で決する。

### 第3章 理事、監事の選出

(理事、監事の選出)

第11条 理事および監事は、理事、監事、代議員、専門会員、正会員である医育機関における講座の主任教授、参与または名誉会員のうち2名の推薦を受けた正会員の立候補制とし、選出は代議員総会における出席代議員の投票による。

2. 立候補者は代議員会の60日前までに選挙管理委員会に届け出る。
3. 立候補者数が届出締切日になっても定員に満たない場合には、選挙管理委員会は届出締切日を延期することができる。
4. 選挙管理委員会は代議員会の20日前までに立候補者名を代議員に通知するものとする。

(付則)

第12条 本規定の変更には理事会の承認を必要とする。

## 一般社団法人 日本めまい平衡医学会代議員選挙に関する内規

第1条 本内規は、当法人の代議員選挙に関して規定する。

第2条 代議員選挙に立候補する者は、下記の書類および電子媒体を選挙管理委員会に提出するものとする。

- 1) 立候補届(用紙は当法人機関誌綴込み立候補届または当法人ホームページよりダウンロード)
- 2) 当法人(日本めまい平衡医学会を含む)における活動状況が判る 300 字以内のプロフィールを電子媒体としたもの。

第 3 条 選挙管理委員会は、代議員選挙の立候補届またはプロフィールの不備が確認された場合は、不備の修正を立候補者に要求する。

2. 選挙管理委員会は、前項の修正が不十分な場合、立候補届を受理しないことができる。

第 4 条 選挙管理委員会は、立候補者の次の各号の情報を各々に示した方法で代議員選挙の 30 日前までに会員に公告する。

- 1) 立候補者受付番号、氏名、年齢、所属、学会員としての継続年数、専門会員および一般社団法人日本めまい平衡医学会認定めまい相談医であるかないかの記載を会員宛の文書で公告する。
- 2) 前号および第 2 条 2 号のプロフィールを当法人ホームページに公告する。この公告の閲覧のために会員にパスワードを付与する。

第 5 条 投票による代議員選挙は下記により行う。

- 1) 投票用紙は、光学的読み取り可能な紙媒体とする。
- 2) 投票用紙には、立候補者全員の受付番号、氏名、投票欄を記載する。
- 3) 候補者のうち、適格者として投票をする候補者の投票欄を空白(空欄のまま)、投票をしない候補者の投票欄を塗りつぶすものとする。
- 4) 投票しない候補者として投票欄を塗りつぶす数は、立候補者数から 80 を引いた数とし、この数を超えた投票またはこの数に満たない投票は無効票とする。

第 6 条 代議員選挙の信任投票は第 5 条に準じて行い、信任する候補者の投票欄を空白とし、不信任とする候補者の投票欄を塗りつぶすものとする。

第 7 条 本内規の変更には理事会の承認を必要とする。